

嘉麻市新庁舎建設設置本部会議設置要綱

（設置）

第1条 嘉麻市の新庁舎建設設置及び庁舎問題の総合的検討・実施について全庁的に取組むため、嘉麻市新庁舎建設設置本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

（事務所掌）

第2条 本部会議の事務所掌は、次のとおりとする。

- （1）新庁舎建設の推進についての重要事項に関すること。
- （2）新庁舎建設の推進における総合調整に関すること。
- （3）新庁舎建設の連携及び協力に関すること。
- （4）庁舎問題に関すること。
- （5）新庁舎建設後の組織機構に関すること。
- （6）その他新庁舎建設に関すること。

（組織）

第3条 本部会議は、市長、副市長、教育長、総務財政及び市民環境担当総合調整監、産業建設担当総合調整監、福祉事務局長、技監、総務課長、人事秘書課長、防災対策課長、企画財政課長、企画財政課参事、管財課長及び市長が必要と認める者をもって組織する。

- 2 本部会議には本部長及び副本部長各1名を置く。
- 3 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

（職務）

第4条 本部長は、会務を総理し、本部会議を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 本部会議の会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 会議は、部員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議は、部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、部員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 複数の部局間に関係する事項の協議調整又は専門的事項の調査検討を行うため、本部会議に専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会は、本部長が指名する部会員をもって構成する。

(庶務)

第7条 本部会議の庶務は、庁舎・交通体系対策室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。